

第157号 答 申

第1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、本件行政文書に記載されている事業場（以下「本件事業場」という。）の名称及び所在地（以下「本件事業場情報」という。）について記載された部分を非公開とした決定は妥当であるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当でないので公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 平成24年 1月12日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）が平成23年12月15日に環境省水・大気環境局水環境課調査係（以下「環境省」という。）から受信したメールの公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 平成24年 2月23日、実施機関は、本件公開請求に対して、地域環境対策課が平成23年12月15日に環境省から受信したメール及び添付ファイル（以下「本件行政文書」という。）を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

本件行政文書に記載されている本件事業場情報については、これを公開することにより、法人等の事業運営に支障をきたすと認められるため。

(2) 条例第 7条第 1項第 5号に該当

本件行政文書に記載されている違反の数値及び原因（以下これらを「本件違反原因」という。）並びにその後の処分のうち判決内容、罰則及び両罰規定の適用の有無（以下これらを「本件判決結果」という。）については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第 138号。以下「法」という。）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

3 平成24年 3月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する非公開情報に該当するためには、本件事業場に対して、不利益を与えると認められる客観性が明らかなことが、決定通知書によって明白に文書で疎明されることが必要になる。

本件事業場のうち昭和40年代から昭和50年代までのものについては、すでに、本件事業場が存在するか否か、本件事業場が処罰された当時と同じ施設を有し、同じ業種を営んでいるのかも不明である。

また、処罰された時点から現在に至るまでの間に本件事業場において違法行為が行われていなかった場合などに、過去の処罰事実が公になったとしても、本件事業場に明らかに不利益を与えると認められると見るのはかなり無理がある。

- (2) 法第31条第 1 項においては、過失、故意ともに処罰の対象となることが予定されている。本件行政文書には、刑事裁判において過失、故意が認められた事案だけが記載されており、本件事業場に非があった事例であるため、刑事裁判で有罪と処断されたような事案に関係した法人を擁護することが妥当か疑問である。

また、法の違反の大半は故意犯であり、故意に違反した場合、違反の内容を公開しても同種の違反を誘発するということには通常ならないため、非公開理由は存在しない。仮に、判決内容が明らかになったとしても、違反内容と罰則との因果関係が明白といえるか疑問であり、ただちに同種の違反を誘発するということにはならず、非公開理由は存在しない。

- (3) 条例第 7 条第 1 項第 2 号アの条項は、公害防除についての条項である。すでに規制項目として開示された部分から分かるように、違反項目は、鉛、重金属のような健康に関わる項目もかなり含まれており、「人の生命、身体又は健康を保護する」という字句に妥当し、条例第 7 条第 1 項第 2 号アの条項が適用されることは、疑いがない。

また、同号アからウまでについては、緊急の状態が解消されてから一定期間を経過したら、ただちに、法人の正当な利益を保護するという事態に至るという発想が適切か疑問である。特に環境保全に関する情報ということからすれば、原則公開の理念の例外にあたるものが「明らかな」になっていることが必要である。

今回の事案では、本件事業場に対して与える不利益が、十分に明らかとは言えないので、原則に基づいて公開すべきである。

- (4) 海上環境刑事判例集（以下「本件判例集」という。）において、法に違反した事業場の名称及び所在地の番地以外の情報は公開されているものであり、事実上、本件処分の非公開部分のほぼすべてが開示されているようなものである。

他の都道府県の事例については、調べることでわかるものが相当含まれており、本件処分において非公開となった情報と同程度の情報がすでに公になっている。

(5) 本件行政文書のうち非公開部分は、法第12条に係る部分であり、ほぼ全てが警察や海上保安庁といった司法の運用に関するものであり、直接国及び関係都道府県等が行う事務に関わるものではない。関係都道府県等が直接関わるのは、法第13条の部分であるが、本件公開請求では、法第13条の命令等の調査票は対象としておらず、国及び関係都道府県等の事務が影響を受けるという非公開理由は考えられない。また、実施機関は適正と主張するが、国及び関係都道府県等は、法に限らず、適正に事務を遂行しなければならないものであり、これまでも適正に事務が遂行されてきたはずである。さらに実施機関が適正と主張するが、何をもって適正かという解釈の問題もある。

(6) 添付している平成20年 4月22日付け大阪府情報公開審査会第 155号答申では、事業場が違反行為を行った場合は罰則の対象となっていること、実施機関でなくとも、違反の事実を把握することができること及び当該事業場において信頼回復を図ることが可能であることを要素として、当該事業場を経営する法人の正当な利益の存在を否定し、「法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとまで言うことはできない。」とし、法第12条に定める排水基準を超過した事業場名を公開すべきとしている。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の対象となる情報は、法第12条違反による罰則の適用状況であるが、これらの案件は、処分の内容が確定又は不起訴処分となったもので、処分が終了し、一定の社会的制裁も課せられたと考えられる。

このような状況において、本件事業場情報を公開することは、今後の法人等の事業運営に支障をきたすと認められる。

2 本件処分の対象となる情報には、本件違反原因及び本件判決結果が記載されている。これらの情報を組み合わせることにより、法第12条違反事案に対する個別の具体的処分内容及びその処分の軽重等が類推されるおそれがあり、さらには、同種の違反の予防に悪影響を与えるおそれもある。法の目的を達成するためには、法を適正に遂行することが必要である。本件違反原因及び本件判決結果を公開することは、法に係る監理及び指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 異議申立人は、本件事業場の名称及び所在地番以外は、本件判例集が公開されていること及び法施行状況調査により、排水基準違反等の違反業種及び違反項目別内

訳が公開されていることを理由として、本件行政文書を公開することにより事務の遂行に影響はないと主張している。しかし、本件判例集は、全ての判例が掲載されているものではなく、法施行状況調査については、排水基準違反等の違反業種及び違反項目別内訳の件数が記載されているに過ぎず、本件公開請求の対象となる情報は含まれていないことから、公知情報にはあたらない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が、条例第 7 条第 1 項第 2 号及び第 5 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 違反事案に対する指導及び公表等について

事業場が法を始めとする公害規制法令に違反していることが明らかになった場合は、実施機関は、口頭による改善指導、指導書による文書指導又は各規制法令に基づく改善勧告及び改善命令により、違反事案に応じた是正指導を行っている。

また、法においては、法違反をした事業場に対する氏名公表等の規定はないが、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「本件条例」という。）では、当該条例による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称及びその状況を公表することができる規定等がある。

なお、本件条例の制定以降、実施機関において勧告を受けた者の氏名又は名称を公表した事例はない。

4 本件行政文書について

本件行政文書は、平成23年12月15日に地域環境対策課が環境省から受信したメール本文及び添付ファイルである。

このうちメール本文には、毎年環境省が都道府県及び政令市に対して行っている法等の施行状況調査（以下「本件調査」という。）に関して、調査事項のうち排水基準違反を犯した事業場名等の資料一切を提出することを求める行政文書の開示請

求があったため、平成20年度から平成22年度までの分の各自治体及び海上保安庁からの回答票並びに添付ファイル一式を開示する旨が記載されている。

また、添付ファイルの内容は、本件調査に関する資料（昭和48年度から昭和58年度までの分及び平成16年度から平成18年度までの分）であり、具体的には、本件事業場情報、業種区分、特定施設の種類の種類、違反摘発の年月日、違反摘発の契機、捜査中の有無、本件違反原因、本件判決結果を含むその後の処分の状況等が記載されている。

5 条例第 7条第 1項第 2号該当性

まず、当審査会は、本件事業場情報が、条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件事業場情報は、法第12条の違反を犯した事業場の名称及び所在地であるので、法人等に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件事業場情報を公開すると、本件事業場に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 本件事業場情報は、法第12条に違反した事業場の名称及び所在地の情報であることから、これを公開すると、本件事業場が過去に法違反を犯し、その後に刑事処分を受けた事実が明らかになり、当該事業場の社会的評価が損なわれると認められる。

イ また、仮に本件事業場が不起訴処分であったとしても、本件事業場情報を公開すると、あたかも本件事業場が不正な行為を行ったような誤解を受け、当該事業場の社会的評価が損なわれるおそれがあると認められる。

ウ したがって、本件事業場情報を公開すると、本件事業場の社会的評価が損なわれ、本件事業場に明らかに不利益を与えると認められる。

(4) 次に、異議申立人は、上記第 3 2(3) のとおり主張しているので、本件事業場情報が、条例第 7条第 1項第 2号ただし書アに該当するか否かについて判断する。

ア 本号ただし書アは、本号本文に該当する場合であっても、人の生命、身体又は健康を保護するために必要な場合その他公益上特に必要な場合は、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、公開しなければならないとする趣

旨である。

イ 本号ただし書アの該当性が認められるのは、法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公にすることが必要な情報であるところ、本件事業場情報は、過去に法第12条に違反した事業場の名称及び所在地の情報であることから、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止するために必要な情報であるとまでは認められない。

ウ また、本件事業場及び本件事業場を運営する法人は、既に違反事案について刑事処分等を受けており、その結果、人の生命等に対する危害の再発を防止するための改善措置はとられていると認められるため、本件事業場情報は、本号ただし書アには該当しないと認められる。

(5) 以上のことから、本件事業場情報は、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められる。

6 条例第 7条第 1項第 5号該当性

次に、本件違反原因及び本件判決結果が、条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書は、実施機関が環境省から、電子メールにより職務上取得した文書であると認められることから、本市が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

(3) 次に、本件違反原因及び本件判決結果を公開すると、当該事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

ア 実施機関は、本件違反原因と本件判決結果の情報を組み合わせることにより、法第12条違反に対する個別の具体的処分内容及びその処分の軽重等が類推されるおそれがあり、さらに、同種の違反の予防に悪影響を与えるおそれがあると主張している。

イ しかしながら、国民の行動の自由を確保する観点からは、法の違反行為に対してどのような罰則が科せられているかについて明らかにする方が、犯罪の抑

止及び刑罰権の濫用の防止に資すると認められ、本件違反原因及び本件判決結果を公開することによって、同種の違反の予防に悪影響を与えるおそれがあるとは認められない。

ウ また、実施機関による行政指導等の事務事業は、法違反があれば、類似事案の刑罰の軽重に関わらず、実施される事務であることから、本件違反原因及び本件判決結果を公開したとしても、実施機関が主張するような同種の違反行為の予防に悪影響を及ぼす可能性は抽象的なものであり、法的な蓋然性は認められない。

エ さらに、市販されている本件判例集には、法違反をした事業場の名称については匿名で記載されているものの、法違反により処罰された判決の主文及び理由が、詳細に記載されており、本件違反原因及び本件判決結果よりも、法第12条違反に対する個別の具体的処分内容及びその処分の軽重等が類推できる状況になっているが、このことにより、法に係る事務事業の適正な遂行に支障が生じているような事情も認められない。

オ したがって、本件違反原因及び本件判決結果を公開したとしても、法に係る監理及び指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(4) 以上のことから、本件違反原因及び本件判決内容は、条例第7条第1項第5号に該当するとは認められない。

7 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成24年 3月30日	諮問書の受理
4月 4日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月 7日	実施機関の弁明意見書を受理
5月 8日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
11月 7日 (第144回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取

12月19日 (第145回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成25年 1月 7日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
1月 9日 (第146回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
3月 6日 (第148回審査会)	調査審議
5月17日 (第150回審査会)	調査審議
6月 6日	答申